

# 入札公告

令和6年4月15日

国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)所有の土地を下記のとおり 一般競争入札により売却します。

## 記

### 1. 売却物件

福岡県北九州市小倉北区寿山町405番1 宅地 1334.12㎡

### 2. 入札参加者に必要な資格

- (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)(以下「業法」という。)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者の資格を有すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団、暴力団員及びその関係者でない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員(構成員を含む。)でないこと。
- (4) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があったと認められるときから2年を経過していない者(この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。)に該当しない者であること。
  - ① 故意に入札に付す物件を損傷し、その価値を減少させた者。
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者。
  - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - ④ 競争入札の実施に当たり当会の職員の職務の執行を妨げた者。
  - ⑤ 正当な理由なく当会との契約を履行しなかった者。
  - ⑥ 当会に提出した書類に虚偽の記載をした者。
  - ⑦ その他当会に著しい損害を与えた者。
- (5) 入札代理人については、上記(2)から(4)までのいずれにも該当する者であること。
- (6) 確実な資金計画を有している者であること。

### 3. 入札参加の手續

- (1) 入札に参加することを希望する者は、「配付書類申込書(FAX)」により(2)に掲げる書類を連合会へ請求してください。書類を配付された者は、入札参加申込書及び誓約書を令和6年6月7日(金)までに、連合会へ持参、又は電話連絡のうえ郵送(期限内必着のこと)してください。(発行後3か月以内の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び代表者印鑑証明書を必ず添付してください。)なお、提出された書類はいずれも返還いたしません。

#### (2) 配付書類

- ① 入札注意書
- ② 土地売買契約書(案)

- ③ 入札参加申込書
- ④ 誓約書
- ⑤ 入札保証金納付等に関する留意事項
- ⑥ 振込依頼書
- ⑦ 入札保証金提出書
- ⑧ 入札書
- ⑨ 委任状
- ⑩ 物件調書(含む図面関係)

#### 4. 入札保証金

入札保証金(入札金額の100分の5以上に相当する金額、但し、500万円以上とする。)を振込依頼書により、令和6年6月10日(月)から6月12日(水)の正午までに、指定口座へ振込を行うとともに、手続終了後、入金日と同日に入札保証金提出書を連合会へFAX送付すること。(FAX:03-3222-3717)

#### 5. 現地説明

実施しない。

#### 6. 入札の日時及び場所

別紙のとおり。

#### 7. 入札の無効

入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札の条件に違反した入札は無効となる。

#### 8. 契約等

落札者は、宅地建物取引業法第35条に基づく重要事項説明書の交付を受けたうえ、落札決定の日から令和6年7月19日(金)までに、連合会の指定する契約書により、契約を締結すること。

なお、令和6年7月19日(金)までに、契約を締結しないときは、入札保証金は連合会に帰属する。

#### 9. 売買代金の支払い

売買代金は、契約締結と同時に支払うこと。

国家公務員共済組合連合会

## 別紙

### 1. 売却物件

物件番号	所在地	地目	数量m <sup>2</sup> (実測)
06-005	北九州市小倉北区寿山町 405 番 1	宅地	1334.12

### 2. 入札保証金納付期間

令和6年6月10日(月)から6月12日(水)正午まで

### 3. 入札の日時、場所

日 時	場 所
令和6年6月14日(金)10:00～	〒802-0005 北九州市小倉北区堺町 1-6-13 パークサイドビル9階 小会議室1 TEL 093-551-3778

### 4. 配付書類等の請求・提出場所及び問合せ先

国家公務員共済組合連合会

管財・営繕部 小倉北区寿山担当

住所:東京都千代田区九段南一丁目1番10号

電話:03-3222-1841(平日9:30~17:00)

FAX:03-3222-3717

送信先:FAX 番号:03-3222-3717

## 配付書類申込書(FAX)

令和 年 月 日

国家公務員共済組合連合会  
管財・営繕部 御中

(必須)(申込者)〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(担当者) \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

下記の物件の資料を請求します。

記

物件番号:06-005

所在地:北九州市小倉北区寿山町 405 番 1

# 物 件 調 査 書

物件番号 06-005

所在地		北九州市小倉北区寿山町405番1		
旧住居表示		北九州市小倉北区寿山町4-30		
現況地目及び面積		宅地	1,334.12㎡	
登記簿 記載事項	地番	405番1		
	地目	宅地		
	数量	1,334.12㎡		
接面道路の状況		西側 県道 幅員約9.4m～10.7m(建築基準法第42条1項1号道路) 南側 幅員約1.8m～3.2m(建築基準法第42条2項道路)		
法令に基づく制限	建都 築市 基計 準画 法法	市街化区域		
		用途地域	第1種中高層住居専用地域	
		地域・地区	—	
		建ぺい率	60%	
		容積率	200%	
		高度制限	—	
		防火指定	—	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第22条区域</li> <li>・日影規制(4m/4h/2.5h)</li> <li>・斜線制限(道路・隣地)</li> <li>・景観法(景観計画区域)</li> <li>・宅地造成及び特定盛土等規制法(宅地造成工事規制区域)</li> <li>・文化財保護法第92条・第93条(周知の埋蔵文化財包蔵地「広寿山福聚寺境内遺跡」)</li> <li>・都市再生特別措置法第88条・第108条(居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外)</li> </ul>		
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容
		道路後退	有	負担の内容
		東側道路の中心線から2m後退が必要		
供給処理		配管等の状況		施設整備状況
施設の概要				施設整備の特別負担の有無
		電気	接面道路配線 有	
		公営水道	接面道路配管 有	無
		公共下水道	接面道路配管 有	無
		都市ガス	接面道路配管 有	無
交通機関		鉄道等	JR小倉から西鉄バス「魚町」バス停より20分乗車、「広寿山」バス停下車1分 北九州モノレール「香春口三萩野」駅の東方 約1.8km JR日豊本線、日田彦山線「城野」駅の北東方 約1.8km	
参考事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・売却の際は、現状有姿(囲障、看板、工作物(擁壁、アスファルト舗装、集水桝、U字側溝、量水BOX、ガス管、電柱、支柱、電線)等を含む。)での引渡しとなります。</li> <li>・本物件と隣接地との間で下記の越境があります。</li> <li>①北側隣接地から電柱、支線、電線、腕金、植栽、木の根、ブロック塀が本物件に越境(ブロック塀のみ覚書締結済み)。</li> <li>②南側隣接地からブロック塀、擁壁、コンクリート叩き、建物の一部、1階庇、2階庇、屋根、雨樋、換気扇、植栽が本物件に越境(覚書締結済み)。</li> <li>③南側隣地から石柵が本物件に越境。</li> <li>④東側道路から複数の電線、アスファルト(2か所)が本物件に越境。</li> <li>⑤西側隣地から支線、電線が本物件に越境。</li> <li>⑥本物件から南側隣地及び東側道路に擁壁が越境(南側隣接地のみ覚書締結済み)。</li> <li>⑦本物件から西側隣接地に水道管、ガス管、雨水管が越境。水道管、ガス管は地上にて越境を視認、雨水管は地中にて越境しており視認できません。</li> <li>・本記載事項と現況に相違のある場合は、現況を優先します。</li> </ul>		



位置図

対象不動産

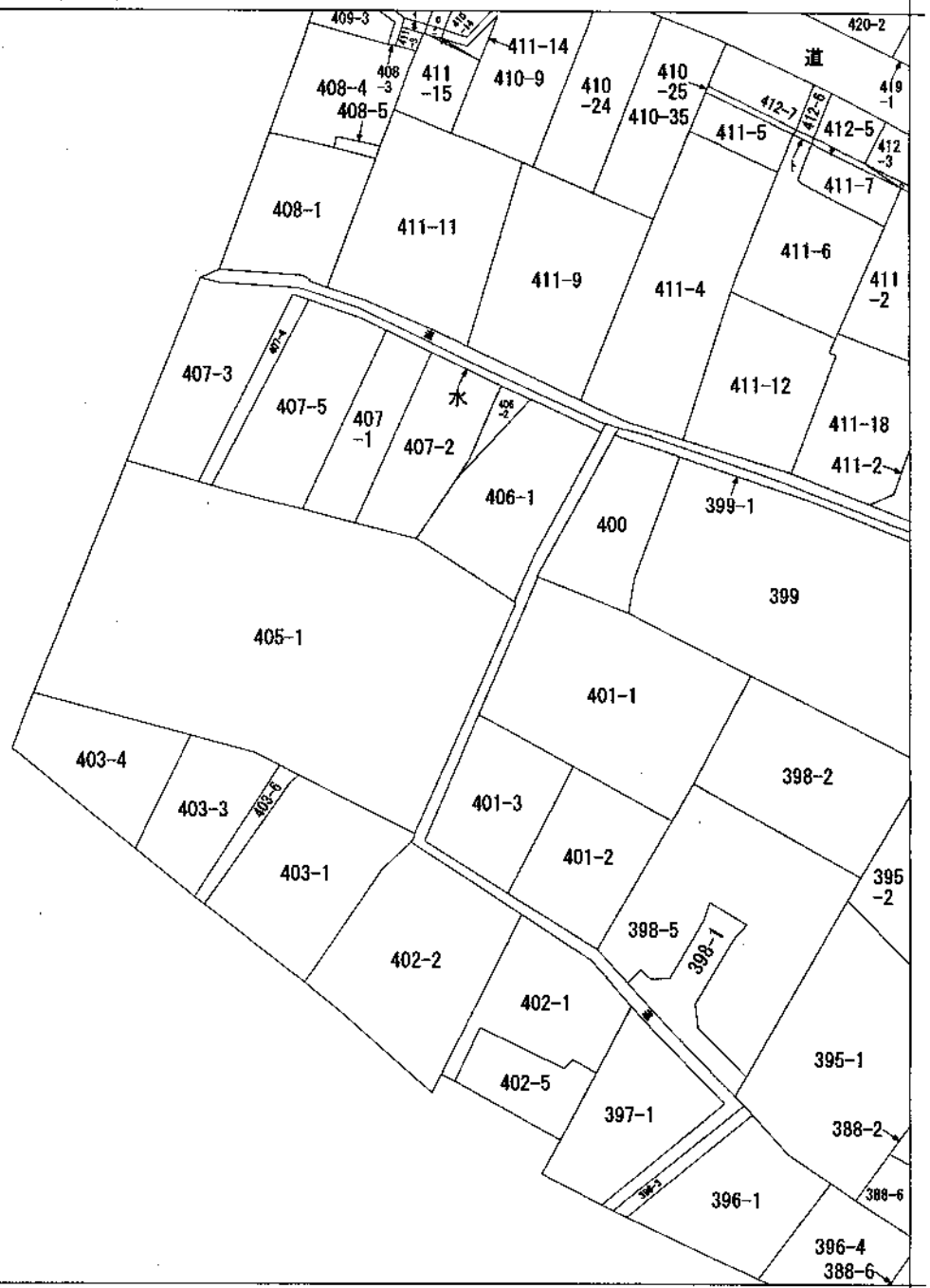
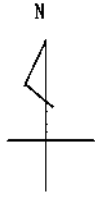
案内図



対象不動産

寿山ハイツ

イ 410-15    ハ 411-17    ニ 410-17    ホ 410-16    ヘ 410-26  
 ロ 410-18    ニ 410-17    ハ 410-8    ニ 410-27



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	北九州市小倉北区寿山町			地番	405番1		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(福岡法務局北九州支局管轄)

令和4年6月6日  
 東京法務局

請求番号：61-1

登記官

横山亘





表題部 (土地の表示)		調製	平成6年9月21日	不動産番号	2908000235579
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	北九州市小倉北区寿山町				余白
①地番	②地目	③地積	町反畝	歩	原因及びその日付〔登記の日付〕
405番1	原野	⑩	929		余白
余白	余白	⑩	909		③錯誤 〔昭和40年10月5日〕
余白	宅地		922	31	②③昭和42年10月25日地目変更 〔昭和43年7月16日〕
余白	余白		1358	67	③405番2を合筆 〔昭和50年10月2日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月21日
余白	余白		1334	12	③錯誤 〔令和5年1月11日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和61年2月25日 第3812号	原因 昭和59年4月1日昭和58年法律第8 2号附則第5条第1項による承継 所有者 東京都千代田区大手町一丁目4番1号 国家公務員等共済組合連合会 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所、名称変更	令和4年3月28日 第6845号	原因 平成3年7月1日主たる事務所移転 平成9年4月1日名称変更 主たる事務所名称 東京都千代田区九段南一丁 目1番10号 国家公務員共済組合連合会
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月21日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年1月18日  
福岡法務局北九州支局

登記官

中村 誠

